

# 情報通信審議会情報通信政策部会 ドメイン名政策委員会（第1回）議事録

## 第1 開催日時及び場所

平成25年10月31日(木) 14時30分～16時00分

於、総務省共用会議室2（10階）

## 第2 出席した構成員（敬称略）

村井 純（主査）、江崎 浩（主査代理）、加藤 幹之、上村 圭介、  
小塚 荘一郎、沢田 登志子、新美 育文、山本 隆司、吉川 萬里子

## 第3 出席した関係職員

### (1) 総務省

上川 陽子（総務副大臣）、藤川 政人（総務大臣政務官）  
(大臣官房)  
鈴木 茂樹（官房総括審議官）  
(総合通信基盤局)  
吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、  
菊池 昌克（総務課長）

### (2) 事務局

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）、  
西室 洋介（データ通信課課長補佐）

## 第4 議題

- (1) ドメイン名管理運営の現状について
- (2) フリーディスカッション
- (3) その他

## 目 次

1 開会.....	1
2 議題	
(1) ドメイン名管理運営の現状について.....	4
(2) フリーディスカッション.....	13
(3) その他.....	29
3 閉会.....	30

## 開　　会

○河内データ通信課長　　本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会ドメイン名政策委員会第1回会合を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課長の河内と申します。よろしくお願ひいたします。

当委員会の主査につきましては、お手元の参考資料1－2「ドメイン名政策委員会の設置」第2項第2号に基づきまして、今月1日に開催されました情報通信審議会情報通信政策部会におきまして、須藤部会長より慶應義塾大学教授の村井委員が主査として指名されておりますことを御報告申し上げます。

それでは、議事の進行につきましては、村井主査にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○村井主査　　ただ今ご紹介いただきました慶應大学の村井でございます。よろしくお願ひいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

御説明がありましたように、新藤大臣よりドメイン名に関する情報通信政策の在り方ということで、国別トップレベルドメインの管理運営において求められる信頼性・透明性とその確保の在り方及び国別トップレベルドメイン以外のドメイン名の管理運営において求められる信頼性・透明性と確保の在り方ということの諮問をいただきました。大変難しい課題でもありますし、たくさんの知見が必要になる分野ではないかと思いますので、この委員会は、それぞれの視点からの経験・知見ということで専門家の方にお集まりいただいていると理解しております。ぜひ皆様の活発な御議論をいただければ幸いでございます。よろしくお願ひいたします。

本日は上川総務副大臣、藤川総務大臣政務官に出席いただいているということで、それぞれの御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○上川総務副大臣　　皆様、こんにちは。ただいまご紹介を賜りました総務副大臣を拝命いたしております上川陽子と申します。

本日は村井先生をはじめとして、各委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中を御参集賜りまして本当にありがとうございます。

日本におきましてインターネットは、1986年に村井先生が「.jp」の管理を始めて以来、1993年のインターネット商用化とともに、民間主導で急速に普及発展をし、また今日では、インターネットは我が国の社会構造の中でも大変大事なインフラとなっているところでございます。インターネットを利用する上での基盤であるドメイン名のシステムは、まさに極めて高い公共性を有するところに至っていると理解しておりますけれども、ドメイン名システムが機能しなくなった場合においては、大変深刻で甚大な影響が社会経済に及ぶと思っております。そういう意味で、このたびその管理運営に当たっての信頼性・透明性が強く求められている状況の中で、この10月1日にドメイン名の管理運営に求められる信頼性・透明性とその確保の在り方につきまして、情報通信審議会に諮問させていただいたところでございます。

本日の会合では、事務局からドメイン名に係る現状につきまして説明をさせていただき、その後、先生方にフリーにディスカッションを賜りたくよろしくお願い申し上げる次第でございます。ぜひとも忌憚ない御意見を活発に交わしていただきまして、大変難しい課題でございますが、しっかりととした御助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○村井主査 どうもありがとうございました。

続きまして、藤川総務大臣政務官、よろしくお願ひいたします。

○藤川総務大臣政務官 改めましてこんにちは。御紹介いただきました総務大臣政務官を拝命いたしております藤川政人と申します。委員の先生方におかれましては、お忙しい中を御参集賜りまして、私からも心から感謝申し上げます。

先ほど副大臣から御紹介させていただきましたとおり、ドメイン名については、情報通信審議会に諮問させていただいたところであります。諮問の背景の1つに、今後利用可能となるドメイン名候補の募集選定を世界的に行っているということがございます。私の地元の愛知からも地名の名古屋の「.nagoya」、そしてトヨタ自動車株式会社の「.toyota」、「.lexus」というところが申請をされたと聞いており、申請が通れば利用可能となる運びとなるわけであります。これらを含め、今後は「.jp」のみならず、日本の企業が、さまざまなドメイン名を管理運営していく機会も増えると思いますので、一般の方々が安心して使えるドメイン名の管理運営とは何かを、ぜひとも先生方に御審議賜りたいと存じ上げます。

これら新しいドメイン名の申請についても、事務局から現状の説明をさせていただき

ますので、構成員の先生の皆様方におかれましては、それらも含め、ぜひとも忌憚のない御意見をいただければと思います。簡単であります、一言御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○村井主査 どうもありがとうございました。

それでは、カメラ撮影はここまでということでございますので、御退席をお願いいたします。

(カメラ退室)

○村井主査 それでは、本日の委員会の進め方でございますけれども、第1回目の会合となりますので、設置、運営、諮問内容、背景等について事務局から御説明いただき、その後、構成員の方にはフリーディスカッションをしていただくということとなります。第1回目ですので、御自分のお立場その他を説明していただければいいかというふうに準備をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願ひいたします。

○西室データ通信課課長補佐 私、データ通信課の西室と申します。よろしくお願ひします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。議事次第と座席表のほかに、本日は資料1-1から1-3、それぞれ運営について、あとパワーポイントのホチキス留めの現状について、及び最後1枚紙なんですが、今後のスケジュールについてということで資料を配らせていただいております。そのほか参考資料といたしまして、情報通信審議会の諮問書、10月1日に使ったやつでございますが、これと参考資料1-2として委員会の設置、こちらも親会である審議会のほうでドメイン名委員会の設置が決まったときに使ったものでございます。そして同じように参考資料1-3で名簿、及び参考資料1-4として、情報通信審議会でいただいた御意見をつけさせていただいております。過不足等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。以上でございます。

○村井主査 ありがとうございました。それでは早速議事に入りたいと思います。

## 議題

### (1) ドメイン名管理の現状について

○村井主査 情報通信政策部会の須藤部会長から、参考資料1－3のとおり構成員一覧をいただいておりまして、これは須藤部会長から指名された顔ぶれでございます。

次に主査代理を決めるプロセスがございまして、主査は私が指名されており、主査が主査代理を指名することになっておりますので、主査代理を東京大学の江崎先生にお願いするということで準備しております。江崎先生、よろしいでしょうか。

○江崎主査代理 はい、お受けいたします。

○村井主査 一言御挨拶お願いします。

○江崎主査代理 東京大学の江崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

インターネットに関しては、村井先生とずっといろいろ仕事をさせていただきまして、今回はドメインネームに関しての議論をするということで、できるだけのことをやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○村井主査 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会の設置、運営等に関する説明を事務局からお願ひいたします。

○西室データ通信課課長補佐 本委員会は、上の親会である情報通信審議会及び情報通信政策部会のほうで設置されておりまして、大まかな規則は参考資料1－2につけさせていただいたんですが、細かい規則は委員会に諮って決めるということなので、最初の資料1－1を御覧ください。こちらのほうで会議の公開条件だとか、その辺を今回諮らせていただきたいと思います。

それでは資料1－1「ドメイン名政策委員会の運営について（案）」を諮らせていただければと思います。1は、主査は、委員会の議事を掌握するということで、2で、会議は、主査が招集するとなっております。3、4が、ワーキングの設置に関するものでございまして、主査がワーキングを設置し、4でワーキンググループの座長及び座長代理は主査が指名することができるとさせていただければと思っております。5から9は会議等の公開の話でございまして、5は、会議は原則として公開する。6は、非公開とする場合は、その理由を公表する。7は、開催案内は事務局のほうでホームページに掲載する。8でございますが、議事録を作成し、資料とともに基本的には公開とさせてい

ただきたいと思います。8と9の後半でございますが、主査が必要と認めた場合、非公開とすることができます、議事録等、資料も含めですが、非公開とする場合はその理由を公開するとさせていただければと思っております。そのほか細かい規則が必要になった場合は、主査のほうで必要事項を決定するという案を作させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、このような形で運営させていただくということで、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。このような形で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり本委員会を運営したいと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、ドメイン名管理の運営の現状についての説明を事務局からお願ひいたします。

○西室データ通信課課長補佐 ありがとうございます。それでは資料1－2を用いまして、ドメイン名に係る背景を事務局から説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、「インターネットドメインとは」と書かせていただいていますけども、皆様普段ホームページを見るときに使っている、例えば総務省であれば「soumu.go.jp」だと、メールアドレスに@以下に「soumu.go.jp」がついていますが、ドット何とかドット何とかと続くものが、いわゆるドメインと呼ばれているものでございまして、一番右側から大体大きなものがついていまして、総務省の場合はわかりやすく、トップレベルドメインである「.jp」が一番右にあり、日本の中のガバメント「go」ということで、ガバメントの中の総務省というふうに、大体右側から階層でトップレベルドメイン、セカンドレベルドメインと続いております。

一番右側のトップレベルドメインは「.jp」で、こちらは国別に振り分けられているんですけども、国別になる「.uk」がイギリスだったり、「.cn」がチャイナだったりするというので、国別トップレベルドメインと、あとそのほか商業組織が使っている「.com」とか、非営利組織が使われている「.org」という分野別というふうに、国別トップレベルドメイン、分野別トップレベルドメインがございます。

1ページめくっていただきまして2ページ目でございますが、左側の図、普段パソコン同士、コンピューター同士、機械同士が通信するには、宛先を数字で用いていまして、

それをIPアドレスと呼んでおりますが、ドメインは、IPアドレスだとどうしても数字の羅列なので人間がわかりづらいということで、ドメイン名を普段使っているという背景がございます。ということは逆に言えば、ドメイン名をパソコンに打ち込んだときに、パソコン同士が通信するには、ドメイン名をIPアドレス、数字に変換する仕組みが必要でございまして、それをドメインネームシステムと呼んでおります。それが右側の図でございます。

どのようにしているかというと、右下の図になりますが、人間が、例えば「総務省.jp」のIPアドレスはと聞くと、そもそも「.jp」とは何だというのを、一番上の階層にあるルートサーバーに聞きまして、「.jp」というのはJPRSさんが管理しているんだという情報をもらうと、もう一回そのパソコンが、JPRSさんが管理しているDNSサーバーに聞きに行って「総務省.jp」は誰が管理しているんだと聞いて、「総務省.jp」というのは総務省が管理しているんだということで総務省のアドレスがわかるというように、アドレスの右側からどんどん聞いていく仕組みになっております。このような解決方法のために、一番右側とか2番目のDNSサーバーが止まれば、そこから左側のDNSサーバーには聞きに行かないで、それらのメールアドレスとかホームページが使えなくなりますという話がございます。

また1ページめくっていただきまして3ページ目ですが、じゃあそういうドメイン名はどれぐらい使われているのかというのがこのページとその次のページに書かせていただいております。ドメイン名でございますが、先ほど言った国別に割り当てられている、日本は「.jp」だとか、イギリス「.uk」だとかというのは、255種類、国と地域がございます。そのほか、「.com」だとか「.org」とかは22種類ございまして、右下の棒グラフなんんですけども、「.com」や「.net」は世界中ではよく使われていることを示しているのがこのページの図でございます。

また1ページめくっていただきまして4ページ目でございますが、国内のドメイン名の登録情報ということで、大体のイメージをここに載せさせていただいております。国内のドメイン名の登録数——登録数というのはここでいうと、例えば「何とか.jp」とかいうのがどれぐらいの種類あるかという話なんですけど、ドメイン名の登録数は一定の条件のもと、これはいわゆる国内から申請したものしかわからなかつたので推計をしているんですが、約400万件ほどございまして、3割が「.jp」、その残りの7割ぐらいが「.com」だとか「.info」だとかいうものになっております。

また1ページめくっていただきまして、ここでまたちょっと話が飛ぶんですが、I C A N Nという組織の説明を簡単にさせていただきたいと思います。そもそも何で日本が「.jp」なんだとか、何でイギリスが「.uk」なんだという話をしたときに、誰かがそれを決めているわけで、それを決めているのがI C A N Nという組織でございます。I C A N Nはカリフォルニア州の非営利公益法人でございまして、その中でIPアドレスとか、ルートのDNSサーバーの調整だとか、先ほど申しましたドメインネームはこの国が何とかでとか、あと商業関係は「.com」でとかを決めている、調整しているところでございます。これは特に国連とかではなくて、いろんな人が参加している1つの非営利公営法人でございます。

6ページ目に行きまして、日本の場合、日本人がもしもドメインを使う場合はどうなっているのというのがこの図でございますが、先ほど申しましたそういう調整を世界的にしているI C A N N、この非営利法人が、左側が「.jp」であればJ P R Sさんに管理をお願いしたり、ほかの「.com」だとか「.net」などは、それぞれ管理の事業者に委託しています。その管理事業者をレジストリと呼んでいまして、例えば総務省であれば「総務省.jp」を使いたいんだというときは、実はレジストリに直接申し込むものではなく、レジストリの1個間に入ったレジストラというのがございまして、インターネットサービスプロバイダーさんがやってたりするんですけども、その方に申し込んで、その方々がまたその上のそれぞれの管理をしているレジストリに登録するという形になっております。

後ほど申しますが、「.jp」の場合はJ P R Sさんが管理していまして、公益性の担保についての協議をJ P N I Cさんというインターネット関係のことをされている一般社団法人と、総務省の間で協議をして見させていただいております。

1ページめくっていただきまして、JPドメインの管理の経緯なんですけども、ちょっとこれが複雑でございまして、もともとインターネットはアメリカがやっていました。それが1970年から1980年、アメリカが中心になって研究していた中で、1986年に村井先生のほうにJPドメインの管理権限が委任されています。このときにはボランタリーなグループでやっていたと聞いておりまして、その後、やっぱり使う人が増えてくると関わってくる人も増えてくるということで、J N I C、後にJ P N I Cに変更するんですが、1991年に任意団体を作り、その後、1993年ぐらいがインターネットが商業化をしている時代でございまして、ここで使う人が増えていくということ

で、先ほど申しました任意団体の J P N I C さんが J P ドメインの管理を引き続きするのですが、任意団体の中で公益法人化になります。その後使っている人が多くなったり、機動性を必要としたりするということで、J P N I C さんの中から株式会社の J P R S という会社を立ち上げまして、そこに J P ドメインの管理業務を移管します。その中で移管するときに、J P N I C と J P R S の間で移管契約を結んでいまして、そこで J P R S さんの公共性の担保を J P N I C さんと政府当局がやるという契約が入ったのでございます。その後に J P N I C さんが一般社団法人に変更されております。

次の 8 ページ目、9 ページ目が、J P R S という会社ができたときに J P N I C ・ J P R S 間で締結された移管契約なんですけども、1 ページめくっていただきまして、また 9 ページ目の辺にちょっと細かく書いてあるんですが、「.jp」はやっぱり使正在する人も多いことから、公共性の担保が必要だということがございまして、J P N I C さんと J P R S さんの間で公益性の担保のための契約を結んでおります。14 条の 2 ポツ目でございますが、乙は J P R S 、要は「.jp」を管理しているところでございますが、J P R S は財務、経理に関して J P R S 、J P N I C 協議の上、J P N I C に対して年 1 回報告を行う。その後 J P N I C から政府当局に対して報告をすると。その中で、この辺を改善したほうがいいんじゃないのという話があれば、J P N I C と政府当局は単独で行うのではなくて、その間で相互に協議を行い、J P R S さんに勧告をしたり、「.jp」の管理はほかの人がやったほうがいいんじゃないかという再移管等を進めしていくという形になっております。

その中で政府の役割が記載されていまして、一方、世界的に見ると、政府の役割とはどういうものが期待されているかというのが 10 ページ目に書いてございます。これは参考までなんですけども、先ほど申しました世界的に I P アドレスだとか、ドメインだとかを配布している I C A N N の中に、政府諮問委員会、G A C がございまして、そこには政府の人たちが集まって I C A N N に助言を行っているんですが、G A C の中で決定された原則がここに書かせていただいた抜粋でございます。

5 番目の 5.1 の太字のところなんんですけど、c c T L D は日本でいえば「.jp」なんですが、c c T L D が公共の利益のために運用されることを確実とするというのが公的当局、政府当局の役割なんですというのが 5.1 に書かれているところでございます。

駆け足できましたが、次の 11 ページ目にこれまでのまとめをつけさせていただいておりまして、こここのところに、J P ドメインの場合は J P R S さん 1 社で行っている、

必然的にそうなってはいますが、J P ドメイン用のサーバーが止まる止まると「.jp」が全部使えなくなるので、電子メール、ホームページ等が利用できなくなります。J P R Sに対する監督、先ほど公共性の担保と申しましたが、それは J P R S、J P N I Cさんの間で結ばれた契約に基づいて、政府当局が J P N I Cを介して間接的に行っている状況でございます。

J P N I Cさんは現在一般社団法人になっておりまして、電気通信事業法に縛りはないのかという話を時々いただくんですが、J P R Sさんは電気通信事業法上の電気通信事業者には入っておりませんので、電気通信事業法の細かい規律の対象にはなっておりません。そうすると、公開は一般の会社と同じように会社法に基づき、今、貸借対照表の要旨だけが公開されているんですけども、公共性に鑑み、その管理者たる J P R Sに對しては、より一層の情報公開が必要ではないかという観点もあるのではと考えております。

世界に目を向けてみると、c c T L Dに関するいろいろな法律等を持っている国がありますというのが、1 2ページから1 4ページ目でございます。アメリカは「.us」なんですけれども「.us」の管理者は政府のほうから契約で決めています。契約の中で、その契約解除をしたりすることや、報告を求めたり、差別的取り扱いの禁止などについて書かれております。

一方、イギリス、フランスは法律でやっていますというのが、1 3ページ、1 4ページで、イギリスは、「管理人の任命」と書かせていただいていますが、「.uk」を管理している人に対してイギリス政府が、もしも何かどうしてもにっちもさっちもいかなくなつた場合は、大臣から管理人の任命をして、管理人がその整理をしますというのが、大ざっぱに言えば書いてございます。そのほか報告徴収もございます。

フランスのほうが1 4ページ目でございまして、フランスは、非営利法人のA F N I Cが管理しているんですけども、それはどうして決まっているかというと、大臣によって指定することで、あなたがフランスのレジストリですということを指定しています。なので、指定だとか、報告徴収、報告をお願いしますという話だとか、下のほうに行くと差別的取り扱いの禁止、価格の公表だとか、あと誰がどうドメインを割り振っているのかというデータベースの権利はフランス政府というか、国全体が保持していますという話が法律に書いてございます。

駆け足でしたが、ここまでが国別トップレベルドメイン、c c T L Dの話でございま

して、15ページからは「.com」とか「.net」とかがあるんですけど、それが今後増えていますという話でございます。

15ページ目に参りまして、今まで「.com」とか「.net」とかがあつたんですけど、今まで22種類しかありませんでした。これも順次増えていたわけですけども、経緯の2個目ですが、2012年1月から新しいトップレベルドメインを使いたい人はいませんかというのをICANN——また出てきましたけど、世界的なところで募集しましたところ、約2,000件の申請があつて、日本からも71件申請がございます。今残っているのが69件なんですが、順次審査と、あと契約等の準備をしていると聞いております。このように日本からも申請がございますので、今まで「.jp」しか日本の中で管理していなかつたんですが、例えば「.nagoya」だと、「.tokyo」といったところも今後日本で運営されていくという話がございます。

16ページ目は、どんなものが申請されたかというところでございます。社名だとか、地理的名称だとか、あと「blog」とか、「design」とか、一般名称も応募されているところでございます。

これが簡単な今後のgTLDの動向でございまして、17ページ、18ページ、最後の2ページは少し特殊な話になるのかもしれません、一方、今までドメインそのものの話をできましたけど、先ほど申しましたドメイン、「.jp」は日本だとか、もっと言えば、IPアドレスを世界的に割り振っている組織であるICANNの背景を申しますと、17ページ目でございますが、下の段がドメインとかIPアドレス、今までの話でございます。半分上の三角形の矢印のところを見ていただきたいんですけども、ICANNと米国政府の間にはIANA契約がございます。これは何かというと、ICANNがドメイン名の調整をするんだとか、IPアドレスの調整をするんだということについての米国政府と契約でございます。もともとインターネットは、米国でいろいろ研究して始まった経緯もあってこういうことになっているんですが、一方、ICANNにはない権利がありまして、先ほど申しました「.jp」がそもそも日本のものだとかいうのは、機械同士でやるときにはルートネームサーバーという右上のものを使っているんですけど、要は、例えば新しく先ほど申し上げました「.tokyo」みたいなのが使えるようになりましたというと、インターネット上でも機械の中でそれを配布しなきやいけないんですが、ルートネームサーバーを書きかえる権利が実はICANNにはなくて、ルートネームサーバーを書きかえるには米国政府の承認が要りますという形で、ICANNの関

係に、米国政府の契約だとかいうものが入ってきてていますという話がございます。

18ページ目はそれ自体というよりも、それに起因した話なんですが、最近インターネット関係の国際的な動きとして、このようにインターネットガバナンスをめぐる主な対立構造がございます。ICANNはマルチステークホルダーという、いわゆるいろんな人が入ってくるという形で議論をしているんですけども、やっぱりICANNでの今のインターネットガバナンスの仕組みを支持しているところと、一方、国や国連、ITU等でやるべきじゃないかというところがございまして、国やITU等の国際機関で管理を主張しているところとしてロシア、ブラジル、アラブなどがございます。日本と米国は、今までどおりICANNのマルチステークホルダーでやったらしいんじやないかということを主張して、今、対立があることを最後の御参考までに申し上げて事務局からの資料の説明を終わりたいと思います。なお、参考1-4に、情報通信審議会総会と情報通信政策部会にこれを諮問したときの委員の皆様からの意見をまとめたものをつけさせていただいておりますので、今後フリーディスカッションの際に御参考になればと思っております。長くなりましたが以上でございます。

○村井主査 大変難しいことを一気に説明していただきまして、私も専門家として恐縮な限りです。まずは御質問等を受けたいと思いますけど、その前に主査としてではなく、大学教授という立場に戻って確認しておきたい内容がありますので、それだけやらせていただいてよろしいですか。

1ページ目に戻っていただきまして、この資料にございますトップレベルドメインの議論をするときに、「.edu」と、「.gov」と、「.mil」、それから「.int」というのがあります。これが歴史的なTLDですが、アメリカで始まった仕組みなのでアメリカの政府機関・軍事機関・教育機関用として残っているものです。今回は関係ないとは思いますけれども、念のためご説明しておきたいと思います。また、「int」というのが国際機関用としてあるのも歴史的な理由でございます。

次のページ、IPアドレスとドメイン名というところにも1点あります。先日のモントビデオ宣言の中でもバージョン6のことが出ていましたが、こここの例は全部バージョン4のIPアドレスが書いてあります。DNS用語では、バージョン4のことをアドレスのAをとってAレコードといいます。現在は、バージョン6というIPアドレスが使われていて、これをビット長としてAが4個並んだAAAAと書くクワッドAというレコードがあります。そして、この絵を教科書で描こうとすると、番号のところにI

Pバージョン6のアドレスを書くのが今の教科書では普通になっています。したがいまして、別の資料を見たときに、ここにもう少し長い番号が書いてあることもあります、それは今ご説明したIPバージョン6のアドレス長、アドレス名が書いてあるというケースとなります。一応、運用上は一緒なのですけれども、DNSではIPバージョン6への対応が遅れているところがあるって、これもスムーズな運営ということでは1つの課題になっています。

4ページを見ていただきますと、これは一応ご説明の中にあったのですけども、議論していく中で、用語がきちんと定義されていたほうがいいかと思いました。この中では、レジストリとレジストラという言葉が出てきませんけれども、大変重要な区別になります。先ほどのご説明の中で、管理運用事業者と言っていたのがレジストリのことだと思います。レジストリの仕事は2つありますて、さきほどルートサーバーのところのアメリカの説明でもありましたけれども、例えば「.jp」という空間にはどれとどれが入っていいかということをデータベースとしてユニークネス、つまり一意性を保証しなければいけない。この仕事と、データベースにアクセスできるサービスを整備するというのがレジストリの仕事です。そして、その登録するサービスを機能として提供するのがレジストラ、つまり登録事業者です。したがって、登録を仲介し、レジストリのデータベースに反映させて、そのサービスに対してお金を取る、これがレジストラの仕事です。ここでは運用管理、管理運用という幾つかの言葉でぶれていますが、それがレジストリのこと、登録事業者と書いてあるのがレジストラのことだと思います。専門用語では、レジストリとレジストラは2つの事業者に分かれています、JPRSはレジストリ、そして、その後ろにGMOインターネットは登録事業者の最大手と書いてありますけれども、これがレジストラという役割だということで、今後の議論の中で、明確に区別して使っていきたいと思います。

それから、これは記録のためにどうでもよいことですけども、7ページで、86年にIANAより慶應義塾大学村井純がJPの管理権限を委譲というのは、私はこのとき慶應大学にいませんで、東工大にいたと思いますので、おそらく東工大ではないかとは思いますが、全然重要ではないですね、ごめんなさい。ただ、記録としては一応どこかで直しておかないと、いつまでもこうなってしまうので。私が気がついたのはそんなところでしょうか。

非常に複雑なことを一気に説明していただいたので、色々なところにお気づきの点も

あるかと思いますが、そのほか今の説明資料で補足をしていただける方はいらっしゃいますか。加藤さんはいかがですか。大丈夫ですか。

○加藤委員 大丈夫です。

○村井主査 江崎先生、あるいは詳しい方で、この資料を補足していただくという方は、よろしいでしょうか。

## (2) フリーディスカッション

○村井主査 それではこの後はフリーディスカッションでございます。小一時間あるかと思いますが、今日は第1回目ですので自己紹介を兼ねて。それほど人数はいらっしゃないと理解しておりますので、それぞれ自己紹介と、この問題に関する問題意識であるとか、今の説明でわからなかつたこと、何でもいいですけれども、とりあえずは1ラウンド行きましょうか。それでは江崎先生から時計回りで行きましょう。

○江崎主査代理 どのぐらいの長さで。

○村井主査 大体2分といつても10分ぐらい話してしまう人が多い中、8人ですから、3分ぐらいあると思ってください。

○江崎主査代理 3分ぐらいですね。東大の江崎でございます。資料は、私がこの業界に入る前からの話もあって非常に大変だったと思いますけども、この問題というか、大きく言うと、僕も少し I S O C という I C A N N の上に組織されている Internet Society というところの理事も3年ぐらいお手伝いさせていただきましたけども、そのときにもやっぱりいつでも出てくる問題は、マルチステークホルダーの環境をどうちゃんと作っていくのかということは常に議論の中で入ってきます。それから、マルチカルチャーというのか、組織体というよりも、インターネットの中にあるコミュニティーをどういうふうにちゃんとアコモデートするかというのも、議論の中で非常に多くの時間を費やして、そういうメッセージを出していっています。それから、どうやって動くものをちゃんと尊重しながら次につなげていくのかという議論が非常に多くて、ルールを作って動かしていくよりも、やっぱりちゃんと動いていくものに合わせながらルールを作っていくというのが非常に大きな、I S O C を中心にしたグローバルドメインでのガバナンスのモデルになっていると理解しております。

その中で、国との関係というのは、当然国は国の利害を最大化する、あるいはプロテ

クトすることになりますけども、それと少し違うところとしては、企業の活動が既にグローバル化している中で、そういう意味でのインターネットエコノミーをどういうふうに政府が支援するのかというところを考えていかないと、グローバルドメインでのガバナンス、あるいはそのエコノミーがうまくいかないというところから、政府との関係を常に意識していることになります。

あと、その中では当然ながら、国ごとの、あるいは地域ごとの差が出てくるというのは、この資料の中にも新興国と、欧州、それから北米では少しずつ違う。しかしながらその中で、ローカーリティーを尊重しながら、だけどもグローバルにはきちんとした形を持っていくことをどうしていくのかというのが、特にインターネットを作ってきた国に非常に求められているというのを、我々としては意識しなきやいけないんじゃないかと思っています。ちょっと抽象的でしたけども、そういうところがポジションかと思います。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは加藤さん、お願いします。

○加藤委員 加藤でございます。私はちょっと自己紹介させていただきますと、3年前に、今のインテレクチュアルベンチャーズという会社に移るまでは、ずっと富士通においてまして、特に1989年から2002年まで13年間、ワシントンDCに駐在しておりました。その間アメリカ、特に93年からクリントン政権になって、インターネットやデジタル社会がどんどん成長して、今の国際的な地位を取り戻すのを目の当たりにしておりました。特にインターネットが、98年からICANNを通じて国際的に普及するのを見ながら、そういう議論の中にも参加した結果、2000年から2002年にICANNの理事も担当させていただきました。その後日本に戻りまして、インターネットの国際的な議論にもいろんな形で参加させていただいておりまして、先週もバリ島でインターネットガバナンスフォーラムという国連の場で、インターネット全体の制度はどうあるべきかという議論が毎年のように続いているんですけども、そういうものにも参加させていただいております。

そういう意味では長い20年間、インターネットが、本当に重要な社会のインフラとして成長してきたわけですけれども、その間に諸外国、特にアメリカでは、グーグルですとか、フェイスブックさんとか、いろいろなインターネットを活用した新しいビジネスがどんどん成長している。それに対して、日本は同じようにこのインターネットとい

うすばらしい材料を使って成長しているのかということを常に問題意識として持っています。そういう意味で、ここまで日本もドメイン名の制度を運用してきたわけですが、このような場で、もう一度今のドメイン名の制度が、日本にとって十分活用されているのかどうか、社会に大きな貢献をしているのかどうかという点でよく考えさせていただきたいと思って、大変楽しみに参加させていただいております。

ちょっと長くなりますが、その場合に、先ほど事務局からも、日本政府、各国の政府がこの問題にどうかかわるかという問題が議論されているという御指摘がありました。先週のインターネットガバナンスフォーラムでもそういうことが非常に大きな課題になっております。日本にとって、最初に私の思いを申し上げて恐縮なんですが、2点、その観点から申し上げたいのは、1つはインターネットをうまく使えば、日本の社会や日本のビジネスがぐんと伸びるチャンスがあるんです。ある意味では、これはすごいチャンスなんですね。ですから、この際必要ないいろんな古い制度はやめて、ディレギュレーションをすることも踏まえて、日本がインターネット、ドメイン名制度を最も使いやすくて、社会に貢献できるような国にしていただけないかという観点から考えていただけないかということが1つです。

それからもう1つ、逆にインターネットがこれだけ重要なインフラになってきたおかげで、我々が予想しないような大変な災害が起こってしまったり、社会に対する大きな問題が起こってしまう。そういうときに、完全に民間だけの手で今のインターネット制度、社会を守れるのかという観点がもう1つ必要なんじゃないかと思います。やはり諸外国は、そういうために本当に必要最低限の分野においては、政府が関与できるようなインターネットの運用、ドメイン名の運用に関する管理体制、監視体制を考えていらっしゃいます。そういう体制をどうやって維持していくのがいいか、ぜひ今申し上げました2点を、この委員会の中で今後も検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○村井主査  それでは、上村先生、お願ひいたします。

○上村委員  国際大学グローバル・コミュニケーション・センターの上村と申します。

よろしくお願ひいたします。

私はこれまで情報通信政策ですとか、インターネットガバナンス政策を研究してまいりました。中でもccTLDのドメイン名政策については、各国比較などもやってまいったような経験がございます。江崎先生ですか、村井先生は、技術的な、あるいはテ

クノポリティクスのような研究をなさっていたのではないかと思いますが、私はそういう意味では、ソシオエコノミクスというか、利用料金だとか、登録料と利用料金の関係ですとか、あるいはその他の利用しやすさがドメイン名の利用をどう促進するかというような研究をしてまいりました。

それで、ドメイン名が安定的に管理運営されることが重要だという話がございましたけれども、私が個人的に目撃したエピソードがあるので、それを踏まえて考えてみたいと思うんですが、ちょうど1年ほど前に、スマートフォン向けのインターネット有料ラジオ放送の同時再送信のアプリケーションがありまして、それが使えなくなるというトラブルがありました。これを調べてみると、ドメイン名が解決できなくなったことで同時再送信サービスが使えなくなったということだったようです。実はそのドメインというのは「.jp」ではありませんで、ラジオ放送だったので「.fm」という、いかにもFM放送を想起させるようなドメイン名を使っていたわけですけれども、利用者はスマートフォンアプリですので、ドメイン名を直接タイプしたりすることはないわけです。ですから、利用者の知らないところでドメイン名が使われていて、そこでトラブルがあると利用者が不便をこうむることがスマートフォン時代にはあらわれてきていて、こういうことは、従来のドメイン名の安定性・信頼性とは違う視点で、利用者保護ですか、消費者保護ですかということを考えていく必要があるのではないかと感じております。

それからもう1つ、私は一昨年まで、長岡技術科学大学の三上副学長とドメイン名に関する共同研究をさせていただいた時期がございまして、その中でモデルTLDチャーターというものを我々なりに開発いたしました。これはccTLDをはじめとしたドメイン名のTLDの管理運営に当たり、どういったプリンシプルを持つべきなのかということを実証研究を踏まえて制定したのですが、その中では、自由で安価なドメイン名の利用の推進であるとか、管理運営におけるオープン性であるとか、国際化ドメイン名、IDNの利用促進であるとか、ローカルな言語の利用の推進であるとか、安全性の確保であるといったことをドメイン名の管理運営の方針の中で尊重していくべきだという提言をさせていただきました。これは日本だけではなく、さまざまな途上国も含んだccTLD向けのプリンシブルですので、我が国の「.jp」において、同じ原則がそのまま必要であるかというところについては議論の余地があろうかと思いますけれども、そういったことを踏まえて、この場でも議論ができればいいかなと考えております。以上でございます。

○村井主査 どうもありがとうございました。

小塚先生、お願ひします。

○小塚委員 学習院大学の小塚でございます。私は大学に帰りますと商法、会社法という分野を担当しております、そういう意味ではちょっと距離があるようにも見えますが、実は総務省さんにはいろんなところで御縁がございます。今日の午前中も放送政策研究会にお邪魔しております、例えば放送制度であれば、放送持ち株会社というところで接点があるというように情報通信の分野にはいろいろとお世話になっております。

それでドメイン名に関しては、実は10年以上前に非常によくわからぬと思って、勉強しようと思ったことがありまして、いろんな方に教えてくださいと言ってまいりましたが、最後に行きついた方がこれを読みなさいと言って示されたのが、当時の郵政省で出しておられたと思いますが、『通信白書 for Kids』という子供用のものでございまして、これはわかりやすいから読みなさいと言われまして、それを勉強して以来私が理解したのは、ドメイン名の仕組みは、基本的には私的なといいますか、要するに民民の合意で成り立っている世界なわけですね。そういう意味では符牒と同じこととして、例えば総務省の入っている建物、合同庁舎2号館を、もちろん住所は霞が関2-1-2ですが、これをどこかの運送業者が自分の中、業者の中の符丁として、じゃあ合同庁舎2号館はG C O O 2と呼ぼうというのと変わりないといえば変わりないです。それに公共性があるという人は誰もいないわけです。

そうすると、ドメイン名のどこに公共性があるんだろうというところをよく考えて制度設計をする必要があるのではないかと思うわけです。それは1つは、今の例はある1事業者が内輪でそう呼んでいるかもしれない、運転手同士で呼んでいるかもしれないという話ですが、インターネットのドメイン名は、それを使って公私のいろいろな活動がもうこれなしでは済まないという状態になっている。そういうネットワークとしての効果です。そういうところがあるということなので、そうなりますと、今日の資料にも出てまいりましたが、公共的な規律というときの1つの大きな問題は、いわゆる差別的な取り扱いの問題、そこから恣意的にある種の人たちが排除されたり、ある種の人たちが不利益をこうむったりしないことが大事なんだろうと思っています。

それから2つ目は、そのように意味があるのであれば逆に、なぜそれでは国がやらなければいけないのかという、最後にちょっと国際対立のような形で御紹介がありましたけれども、その問題もよく考える必要があると思います。それだけ大事なものであるにもかかわらず、

やはり今でも民間に、むしろ株式会社に託されている。そこにどういう意味があるのか。それはやはりそうしておくことによる柔軟性といいますか、新しいことをどんどん考えていく、技術の進展に応じて新しいサービスを入れていくのにそういう体制がふさわしいと考えているのだろうと考えますと、公共的なことの担保といつても、そこには新しい活動を縛ってしまわない緩やかな在り方があるのではないか、インターネットのダイナミズムにふさわしい在り方があるのではないかと感じるのが2点目です。

3点目は、私の専門に引きつけるようで恐縮ですが、そのようなことで株式会社に役割を託すとなりますと、その会社のコーポレートガバナンスは大丈夫でしょうかということなんですね。例えば極端な場合には、その会社が倒産してしまうことがあれば、JPドメインはどうするんですかという話になりますので、そういう意味で、その会社のガバナンス構造もよく考えてみる必要があると思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○村井主査 ありがとうございます。

既に大変重要なことが、自己紹介という名を借りて語られ始めているような気がしますが、引き続いだて沢田さん、お願ひいたします。

○沢田委員 一般社団法人ECネットワークの沢田と申します。よろしくお願ひいたします。ECネットワークのECというのは、Electronic Commerceのことございまして、私どもは電子商取引、インターネット取引のトラブル相談所です。インターネットのトラブル相談を受けている立場から、トラブルに遭うインターネットユーザーである消費者という目線でお話をさせていただければというのが1つです。もう1つは、Eコマースを担っている事業者さんたち、中小零細のインターネットショップを含めて、ドメインの末端ユーザーであるECサイト等の目線で発言をさせていただければと思っております。

そもそもドメインの話は結構難しいですし、経緯もあって、片仮名も多くて、今までのお話を聞いていても片仮名だらけでなかなか入りづらいこともあり、一般ユーザーがドメインに関して意見を言う機会はほとんどなかったので、こういう場を設けていただいたことは、大変ありがたいと思っております。

今日の御説明の中には出てこなかったんですけども、「.日本」という新しい日本のccTLDができるというお話がございます。私は2009年から2010年にかけて、「.日本」の管理運営事業者を選定する協議会の活動に参画させていただきました。

それは情報通信審議会の答申に基づいて、民主導でやろうということで設置された協議会でございました。まさに民主導で、皆さん手弁当で、相当なリソースをかけて議論をして、選定基準、つまり cccTLD を運営される事業者さんにはどういう基準や要素が必要かということを相当力を入れて議論したという経緯がございます。こちらでその議論の成果も活用していただければと思います。

結果としては、「.jp」と同じく、JPRSさんが「.日本」の管理運営事業者になることに決まったと理解しておりますが、今日の大きなテーマの1つである国との関係、政府との関係をどういうふうに考えていくかという問題は、実は「.日本」の議論のときには、どういう事業者さんを選べばいいかという選定のところにはかなり力を入れて議論したのですけれども、その後どういうふうに監督を恒常的にしていくかというところは、議論が尻切れで終わってしまった印象を持っておりますので、今回の場で、それをきちんと議論していただければと思います。

私自身は、そこに参画させていただいた中で、これだけもう何十年もたって、公共的なインフラとなったドメインに関して、独占的に行う事業者さんに関しては、民間がやっているということは全く問題ないと思うんですけども、公益性の観点からのコントロールは、必ずしも官が行う必要はないかもしれませんけど、「公」(パブリック)からのコントロールはおそらく必要だらうと個人的には思っています。多分、一般の消費者含めユーザーは、「.jp」は国が管理していると思っている人も結構多いかと思いまが、その誤解をどう解いていって、透明性を高めていくか、それぞれの責任の範囲を明らかにしていくことも必要ではないかと思います。日常の監督体制に加えて、先ほどちらっとお話をありましたけれども、原発事故みたいなとんでもない事態が起こったときに、国と、民間事業者さんと、ユーザーとがどういう責任分担となるのかということも多分考えておく必要があるんだろうと思います。

すいません、長くなりました。もう1点だけ、cccTLD以外のgTLDに関しては、やはり公共的な要素がある地名ドメインもかなり関心のあるところでございますし、消費者保護の立場からは、TLDに限らず、悪質事業者の排除というところに、WHOISなどドメイン関連の仕組みがどんなふうに役立ってくれるのかというところにもかなり関心があります。ちょっと雑多になってしましました。以上です。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、新美先生、お願いします。

○新美委員 明治大学の新美でございます。私も小塚先生同様、バックグラウンドは法律であります。私は民法という、小塚先生よりもう少し一般的な私法の立場で教育研究をしております。その中で、研究テーマとして焦点を合わせてきたのが、科学技術と法というところでございます。そういう観点から、環境法だとか、あるいは消費者法、さらにはこの情報通信のところも関心を寄せてまいりました。

それらを全般的に見てみると、テクノロジーの最先端の分野や専門的判断が不可欠な分野などを、国が上から規制するのは不可能であるということが明らかになってきております。そこで、どういう手法が取られているのかを比較法的に見てみると、グッドプラクティスを民間、つまり、それぞれの分野の専門家ないし事業者の人たちに明らかにしてもらって、そのグッドプラクティスをきちんと確保するという役割を公ないしは官がやってきている。そして、グッドプラクティスは常に進展しますので、その形成について常に公がコミットしていくというのが、どうも比較法的に見ると一般的なようと思われます。最近では、通信法も消費者法も環境法もそういう方向になってきておりますので、ドメイン名の問題も、そういった基本的なスタンスでやっていくのが一番適切なのではないかという印象を持っています。以上でございます。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは山本先生、お願いします。

○山本委員 東京大学の山本と申します。私も専門は先ほどのお2人の先生と同様、法律ですけれども、その中でも行政法という、民事法というよりは公法の分野を専門にしております。この分野に関しては、以前に総務省で少しドメインネームの管理について研究会があった際に、若干かかわらせていただきましたけれども、それほど専門的な知見があるわけではありませんので、いろいろ勉強させていただきながら考えたいと思っております。

先ほどからドメイン名の公共的な性格という話がございましたけれども、基本的にこの技術、特に通信に使われる技術が、民間主導で発展してきたという経緯は、やはり重視しなくてはいけないと思います。したがいまして、政府、あるいは国が関与する場合にも、そのところは十分に注意して、民間主導の風土といいますか、あるいは実際の活力が失われないような形をとらなくてはいけないと思っております。ただ他方で、公共性という話がありましたけれども、先ほどのお話がございましたように、それ自体として当然に公共的な性格を持つというものではおそらくないだろうと思いますが、これ

だけ社会的な影響力が非常に強くなっている現実からして、やはり一定の透明性とか、信頼性等を確保するために、国が何か考えなくてはいけないということではないかと思います。参考1－4のところで、既に情報通信審議会でも若干具体的なことが話として出ているようですけれども、国がかかわる場合にもいろいろなやり方がありますし、それから程度がありますので、そのところをどのレベルで、あるいはどういったやり方でやっていくのかということをこの場で私自身も考えたいと思いますし、議論をしていきたいと思っております。

具体的に申しますと、国が出ていく場合であっても、今の参考1－4の中にありますように、契約というやり方ももちろんあります。それから契約という場合であっても、法律に基づいてというやり方もありますし、さらに言えば、法律の中にどの程度その契約に関する事を書いておくのか、それとも契約にほとんど任せた形にするのかというところもいろいろなやり方があると思いますので、その辺をここで議論できればいいなと考えております。

それから特にgTLD、分野別のトップレベルドメインのことですけど、こちらのほうもどういうふうに考えていいらいいのかということは私も大変興味がありますので、あわせて議論していきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、吉川さん、お願いします。

○吉川委員 公益社団法人全国消費生活相談員協会の吉川と申します。私どもの仕事は、全国の自治体の消費生活相談窓口で消費生活相談を担当しておりますので、先ほどの沢田さんのようにインターネットだけというのではなくて、一般的に広くいろんな相談に当たっております。

消費者と一番接点があるといえば私たちの会の者ではないかと思います。その中で、先ほど「.jp」は国が管理しているとみんな思っているだらうというお話をありましたけれど、おそらくそこにも至っていないんだろう、便利なツールで使っているので、また当然何となく利用させていただいていて、ただ「.jp」がついているからジャパンの略かなぐらいのところではないかと思います。どこが管理しておられるかということも全く無関心で利用しているのが一般の消費者だらうと思います。

ただし、今まで政府とかかわりなく発展してきたということですが、一般的にはほとんどの人がインターネットと関わりを持つようになった今、社会的に重要なインフラと

いう位置づけで捉えれば、今、公から民へという流れの中で、反対の規制というのがいいのかどうかという思いはあります、いろんなことを考えますと、やはり公的な何らかの規制が必要ではないか、民間が主導でやってきた今までいいのだろうか、何かあったときに、経済活動だけではなくて、国民全部が困るような事態に陥るようなものであってはいけないと思います。そのあたりのところは非常に関心を持っております。

ただ今日御説明いただいた言葉の中で、初めて聞く言葉もあったりということで難しいことが多いのですが、一般の消費者との立場でいろいろと発言をさせていただけたらと思っております。

○村井主査 ありがとうございます。

それでは、一通りこれで自己紹介と、それからもう既に議論の内容で大変重要な点をお話しいただいたと思いますので、ここから本当にフリーディスカッションにしたいと思います。私は主査ですので、あまり話さないようにしますが、最初ですので、私の経験からも1点、皆さんのお話を伺って少し思ったことをお話したいと思います。

さきほどテクノ何でおっしゃいましたっけ。

○上村委員 テクノポリティクス。

○村井主査 実は一番最初に純粹テクノロジーからテクノポリティクスに踏み入れたのがドメイン名で、そのときは例えば「jal.com」というのは日本航空がとるべきだという議論でした。当時、ファーストネームがJでラストネームがLでミドルネームがAのJohn Andrew Lettellir氏という方が「jal.com」をとっていたのです。そして、私たちエンジニアにとっては、「.com」という空間でユニークネスを保証するためには、「ファースト・カム、ファースト・サーブド」、これを守っていれば必ず動くのです。したがって、正しく動くためには「jal.com」を最初に申し込んだ人に渡せばよかった。ところが、日本航空が有名なのだから世の中の人は日本航空が「jal」でなければ困るでしょうという意見が出てきたわけです。そうすると、正しく動くというのがテクノの部分で、いや、これは困るだろうというのがポリティクスの部分だと思います。

結果として、これは調停をしました。ADRということ、これをW I P Oと初めて話をしました。私はインターネット業界の4人の代表として、W I P Oとの交渉を1週間ぐらい続けたのですけれども、結果としては私たちの判断が正しかった。つまり日本航空ではなく、最初の方に渡すという調停の結果になりました。これは国際的な民・民の調停です。ただ、結果として現在「jal.com」はご存じのように日本航空が使っていま

すから、これは後で、その方と日本航空が調整をしたのだと思います。つまりそこは知ったことではないと。こういうことでございます。

そのときの考え方は「ブランド」ですね。つまり商標をグローバルに通用させるためには、国ごとに商標を登録する。コカ・コーラも世界各国で商標をとるわけです。これに対して、インターネットは初めてのグローバル空間であると、W I P Oの方からは随分言われました。したがいまして、グローバル空間の中で、商標、ブランドを保つという社会的なアプローチはどうすればいいのかという命題だったわけです。

では、これを誰が決められるのかと。「jal」は有名だから日本航空だという話なのか、いや、最初に来た人がやはりとるべきだという話なのかというのは、調整をしなければいけないので、Alternative Dispute Resolution、すなわちADRの仕組みを社会の中で作って、そこで調整をして、それで動こうということにしたのです。1つは「ブランド」ということがあります。さきほど藤川さんがおっしゃったような「.toyota」とか「.nagoya」とかいうのもブランドで動いていくだろうと思います。「.jp」もそうだだと思います。そういうわけで、このブランドの公平性とは何かという議論が確かにあります。ただしグローバル空間が前提です。

そして次に、さきほどの上村さんのお話で、「.fm」、FMラジオのアプリケーションが動かなくなったという事例がありましたが、これはDNSを引きに行って動かないと、インターネットでは全てが動かないように見えるのです。ラジオのアプリケーションをスマホで使っている人は、「.fm」なんて裏で引いているとは知らないわけですから、ラジオを動かしたら動かなくなりました。よく調べてみたら、本当かどうか知らないけれども、DNSでの名前解決が失敗していました。こうなったらラジオが動かなくなるのです。震災のときにラジオが聞こえなくなったら困ります。そのぐらいインフラ化しているわけですね。裏にDNSのサービスが走っている。これは実はDNSのサービス、つまり機能なのです。ブランドの面の社会的な責任と、それから、機能として止まらないという2つがあります。

さきほどの参考資料1－4の真ん中、3番目にMTBF、Mean Time Between Failureという専門用語が出ており、要するに、故障する時間が短いということを指標として持っていて、それが信頼性のあかしだと言っています。あまりに故障が多い場合は退場勧告だということをここで言っていますけれども、つまりこれは機能ですね。さきほどの「.fm」の議論はこれに近い話です。サービスが止まらないようにしてください

い、止まったとしても例えば30分以内にリカバーしてくださいといったことが、まさにこの話だと思いますが、そうすると、ブランドが社会の中で正しく動いているという話と、それからサービスがスムーズに動いているという話の2つがあるわけです。逆に言うと、ブランドとして健全に使われることが侵されることがリスクですし、サービスが止まって、さきほどのラジオが聞こえなくなるということもリスクですので、そういったリスクを回避できるためには何をすればいいのか。吉川さんがおっしゃったように、今やその理屈はわからなくても、社会の機能の多くはインターネットで動いており、それを正常に機能させるということをおっしゃいましたけども、つまりそういった意味での機能が健全であるということと、ブランド、マーケットに対しての適切なサービスができるかということが重要だと思います。そして、もちろんそれがグローバルな空間だということはさきほど申し上げたとおりだと思います。

そういったことが全て皆さんのお話の中に含まれていたので、これはすばらしいことだと思いましたけれども、それだけ事は複雑だと思います。私からの話は以上に致しますので、引き続き皆さんに御意見をいただきたいと思います。どなたでも、どうぞ。

○上村委員 先ほどの「.fm」ですけれども、実は理由は非常に単純でして、更新手続をやり忘れていたという大変お粗末な事例なので、この場の議論に持ってくるのが適切かどうかはわかりませんが、インフラとしての重要性を示唆するいい例かと思ったので紹介しました。

○村井主査 見えていないという点も重要ですよね。見えないところでそれが動いていることがありますと得るということです。

○上村委員 それからもう1つ、先ほど先生が、補足することはないかとおっしゃったときに思い出していたらよかったんですが、資料について一言思い出したことを申し上げますと、13ページの英国のccTLDレジストリに係る規律の件です。

私もイギリス、フランスの法制度のことを調べたことがあるんですが、これを見ると、あたかもイギリスは「.uk」を政府が選んだように見えてしまいますけれども、実はそうはありません。この法律ができる前から、イギリスにはNominetという団体が、ドメイン名をマルチステークホルダー型で運営しておりました。その後にこの法律ができたわけですけれども、この法律の趣旨は、何かNominetに不備があったときにはこういう法律を適用しますという保険のような形で法律ができているものです。皆様の感想など

を聞くと、国家関与の在り方についてどういうバランスをとるかということに大変御関心あったようなので、ここだけ議論の出発点として、認識を合わせていく必要があるかと思って補足をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○村井主査 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ。

○江崎主査代理 何人かの先生の中で、やっぱりこの領域がものすごく技術的に発展が速くて、それを担保するために株式会社の形式で動かしている、あるいは民の形で動かしているので、それへの対応が今のところうまく機能しているというお話をいただいたと思いますけど、実は I S O C の中で議論されているときには、必ずその話は非常に大きなプラクティスとしてありますし、その上での、いつも出てきているグローバルドメインでのコミュニティーをどういうふうに作っていくかというところになってくるわけで、この辺は非常に何となく抽象論になって難しいので、私なりに I S O C で議論された内容をまとめて皆さんに少し御紹介することを、次回もしできればやりたいと思っています。

これはどうしてかということ、やっぱりその中では、国との関係をすごく意識しているし、例えば g T L D の話にしても、どうしてあえてグローバルドメインの名前を作っているのかということと、それともう 1 つ、最初主査からあった「.com」と「.edu」みたいな、今 U S が所有しているように見えるけども実はグローバルドメインで動いているものがあって、それが I C A N N とアメリカ政府の関係に反映しているというところも、これは多分加藤さんのほうがよく御存知かもしれませんけども、そういうところが何で関係しているかというのを少し整理できればと思います。

○村井主査 ぜひよろしくお願ひします。

D N S そのものはグローバルの中で動いているので、どんなに細かくなってもやはりグローバルの一部分なのです。ですから、例えば「keio.ac.jp」というのは慶應大学ですけれども、それもグローバル空間の一部なので、使う人は世界中どこから来るかもわかりません。ただ、その登録した名前に関しては慶應が持っているという、登録の責任があるということと、それからサーバーの運用の責任がある。全体がグローバルなシステムの一部ということでいろいろ複雑な部分もありますので、そういうことを含めて、少し江崎先生のほうで資料を用意していただくということで、事務局にも準備をお願いしたいと思います。

私からはもう1つ。さきほどの運用の話で止まるという例がありまして、止まつたら困るだろうというのはそのとおりです。登録し忘れたというのは意外だったので、私は止まつてしまつたのかと思っていたのですけれども、「.fm」が止まつたら大変なことになるわけです。それと同様に「.jp」が止まつたら大変なことになります。そうすると、止まるのかという問題について、これは技術的な問題でございまして、結論だけ先に言うと、「.jp」というのは、その上側に「.」というのがもう1個あり、これをルートサーバーといいます。TLDを全部入れている箱がありまして、これを運用しているのがルートサーバーです。さきほど少し説明が出てきましたけれども、この運営責任者が私です。厳密には、運営の責任者というと語弊がありますけれども、そのルートサーバーの運用コミュニティーの会議のチアを私がやっておりまして、そういう意味では、ICANNに報告をするのは私の責任なのですけれども、実はこういうことがありました。

2000年のときにY2Kというのが問題になりました、ルートサーバーのコピーを運用している組織が世界で13組織あるのですけれども、そのうちの1組織の責任者が私でした。そして当時、ワシントンポストにこういう記事が載ったのです。インターネットは、13のルートサーバーを攻撃すれば止めることができるという記事でした。Y2Kで人類が滅亡するようなSF映画ができてしまったのは、実はこの記事がもとだつたというところもあります。その議論は9・11のときにも随分出まして、ルートサーバーを守らないとインターネットは潰れてしまうという話になっていました。

技術的にどうかというと、コピーがそこら中にありますので、それを止めることは実質できないのですね。そういう意味で「.jp」もそうだと思いませんけれども、「.fm」も多分なかなか止まらない仕組みで運営されていると私は思います。お願いしたいのは、どなたかに技術的な運用の仕組み、つまりこれは本当に止まることはあるのか、どういう時にDNSのサービスは止まるのかという部分について、なぜかというとMTBFという話が出ていますので、その説明を、多分解説をしていただける紙が1枚あれば皆さんに御理解いただけますので、これも準備しておいていただくとよいと思いました。動かなくなることは本当にあり得るのか、MTBFとは何なのか、DNSではどういう意味なのかといった資料です。

そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

○小塚委員 まず、大きなことを1つと、小さなことを2つぐらい申し上げたい。大き

なこと1つは、先ほど吉川さんがおっしゃったことで、官から民へという流れの中でどうなんでしょうとおっしゃったんですが、私は必ずしもそうは思っていなくて、もちろん消費者分野ではよく御存じだとは思いますけれども、最近は官から民、いわゆるディレギュレーションからさらに先に行って、コレギュレーションということで、官と民がいい形でかかわっていくことになっていますので、そういう意味では決して流れに反している話ではないと理解しております。

というのが大きな話として、小さな話で、若干事務局へのお願いでもあるんですが、先ほど上村先生もおっしゃっていたイギリスの制度は管理人が出てきます。この管理人がどういう制度なのか、もうちょっと突っ込んで調べる必要があるだろうと。これはおそらく原語はアドミニストレーターですよね。イギリスの倒産法なんかで出てくる、日本でいう管財人みたいな感じでアドミニストレーターがあるので、その発想でできているのではないか。金銭的に倒産してしまう場合でなくて、まさに障害が発生して、そしてレジストリの手ではもはやそれを復旧することができない、まさに止まるという状況だと思いますが、そういうときにだけアドミニストレーター、管理人が出てくるという制度ではないかと思いますので、どういうことを具体的にイメージしているのかというのを掘り下げて調べてみるのはおそらく有益だろうと思います。

2点目ですが、これとフランスの制度を比較しますと、フランスの制度を見ていて特徴的だと私が思いますのは、大臣による報告徴収というのが真ん中にありますて、その中で、ドメインネーム割り当てを規制する全体利益原則の遵守に関してその報告を求める。つまりその割り当ての仕方についてまで、これがフランスとしての公益に反することだ、公益だというポリシーがあって、それに関して国が監視をする、このあたりがおそらくイギリスとのスタンスの違いだと思いますので、どちらが日本としていいのかと。私は個人的には、こういうフランス型は少し踏み込み過ぎではないかと思うんですけれども、そのあたりがおそらく今後の論点になるのではないかと思いますので指摘しておきたいと思います。

○村井主査 ありがとうございます。

先ほどの「jal」などと同じで、「.jp」を最初につくったときに、例えば「nhk」というのはNHKだろうなどと思い、「nhk」という3文字を使いたい人は沢山いるだろうけど、最初、私が勝手にやっていたときは、やはり「nhk」はほかの人に渡さないほうがいいだろうなどと勝手に思っていました。それから「.jp」として、例えば地名を

どのように扱うかとかいうことは、実は勝手にやっていた時もそれなりに考えてやってはいたのです。その後、総務省にお願いをして、やはり日本の地名や、有名な名前、要するにジャパンブランドみたいなものは「.jp」の中でリザーブしておこうといった努力はしていたのですけれども、何となく直感的に、誰がそれを決めるのかとかいうことは、ご相談しながらやっていたという背景もあります。これは昔の話です。

何度か皆さんからもご指摘がありましたけども、やはり今やそういう時代のインターネットとは全然状況が違い、全ての人、全ての機能がインターネットの上で動いていることを前提に国家ＩＴ戦略を考えているようなところがありますので、そういう意味では、もう全くカバレージが違います。いずれにせよ歴史的な背景としては、今日いろいろと説明していただいたようなことがありまして、その中で、有名であるとか、公共的だと思われる名前をどのようにプリザーブするかといったことについて、国が決めるのはやり過ぎだろうけど、何となくみんなで合意しておくというのは、実際は必要だという考え方方は昔からあったということだと思います。そういう意味で、大事な点だと思いました。ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。どうぞ。

○沢田委員　　ありがとうございます。今のお話に関連して、今までブランドホルダーとドメインホルダーの関係はさんざん議論されていると思うんですが、抜けていたのが、先ほども申し上げましたが、ドメインもブランドも関係ない一般ユーザーの視点かと思います。先ほどの「jal」の話にしても、「nhk」の話にても、自分の商標をドメインに使われたら困るという権利者のほかに、一般人がそれを見てＪＡＬだと思って取引をしてしまうということが実際に起こるので、そちらの観点からのコントロールというか、ユーザー側からのルール参加も必要かと思います。「みんな」というときの「みんな」の中にそれも入れてねというお願いです。

○村井主査　　ありがとうございます。大事な点だと思います。そのほかよろしいでしょうか。

### （3）その他

○村井主査　　それでは時間が参りましたので、フリーディスカッションはここまでといたしまして、事務局からの御連絡をお願いいたします。

○西室データ通信課課長補佐 その他として今後の進め方ですが、資料1－3を御覧ください。資料1－3に今後のスケジュール案について書かせいただいております。10月1日に諮詢いたしました、今日が第1回で、その後なんですが、月1回か2回をめどに、約3回ほど関係者の方々から、例えばレジストリだとか、レジストラだとかいうことをやっている方々からヒアリングを行いまして、その後、論点整理。総会、部会でも意見が出ていましたので、どこかの途中段階で1回部会に報告しつつ、報告書をまとめ、最後答申を3月めどということで、今事務局のほうで考えております。以上でございます。

○村井主査 このタイムスパンについても色々なアイデアがありましたが、議論の内容が大変複雑になっておりますので、少し時間の余裕を持って長さを決めていただいた背景がございます。このようなスケジュールで進めさせていただいてよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それではこのように運営させていただきたいと思います。

そのほかの連絡事項、事務局のほうからございますでしょうか。

○西室データ通信課課長補佐 次回は11月を予定しております、11月28日木曜日の午後1時、13時から14時30分を予定しております。こちらの場所は調整中なので、また御連絡させていただきます。委員の皆様には、御出欠をまた改めて確認させていただきますが、よろしくお願ひいたします。

○村井主査 ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。

## 閉　　会

○村井主査 それでは本日の会合は、これで閉会とさせていただきたいと思います。お忙しい中参加していただきまして、また活発な議論をありがとうございました。